

松戸市公共施設再編整備基本計画(仮)策定支援業務委託 仕様書

1. 名称

松戸市公共施設再編整備基本計画(仮)策定支援業務

2. 業務の目的

松戸市（以下「本市」という。）では、昭和 40 年代から 50 年代前半にかけての人口急増期に多くの公共施設を集中的に整備してきたが、現在、これらの施設の老朽化が進み、建物や設備の大規模修繕や建替えが集中的に発生し、本市財政を圧迫することが懸念されるとともに、人口減少社会の到来、大規模災害等への対応など様々な課題が顕在化している。

このような状況から、本市では、公共施設の再編整備を重点施策に位置付け、公共施設の最適化に向けた取り組みをスタートさせ、平成 26 年 3 月には「松戸市公共施設白書」、平成 27 年 7 月には「松戸市公共施設再編整備基本方針」を公表し、公共施設の実態や取り巻く状況を踏まえ、市民に対し公共施設の再編整備に係る見通しについて情報共有を図っているところである。

本業務は、公共施設の再編整備は将来に向けたまちづくりの礎であるという認識のもと、公共建築物約 420 施設の中長期的な視点に立った計画的かつ戦略的な再編整備を推進するため、公共施設再編整備基本計画(仮)の策定に関する業務につき、知識、技術、経験等を有する事業者へ委託するものである。

なお、公共施設再編整備基本計画(仮)の策定期間は、平成 30 年度を見込んでいるが、本プロポーザルは、平成 29 年度に進捗が見込まれる業務の委託業者を選定するものである。

3. 業務期間

契約締結日の翌日から平成 30 年 3 月末日まで

4. 業務内容

平成 28 年度までの検討を踏まえ、公共施設の用途別・地域別の配置状況、利用状況および老朽度等を整理し、公共施設の再編整備の検討資料として具体的な施設更新等に関する原案を作成するとともに、また市民並びに庁内の連携の促進および円滑化に資する下記の業務を行う。

(1) 公共施設カルテの作成

平成 28 年度までの検討を踏まえ、各施設の概要、運営・利用状況および老朽度等を整理し、施設カルテを作成するとともに、用途別・地域別の配置状況をデータマップ等により整理する。

(2) 公共施設再編整備基本計画(仮)案の策定

① 再編整備の方向性

整理した公共施設の現況、想定される施設サービス利用者の見とおし等に基づき、用途別・地域別に公共施設の更新時期や配置を考慮した中長期的な再編整備プランの方向性を示す。

② シュミレーションの実施

施設の更新等の目安となる時期を示すとともに、施設機能の共有化（多機能化、複合化を含む）が考えられる施設の組合せや実現手段を地域区分ごとに提案する。

想定される再編プランに応じて、縮減可能な施設面積や財政負担の軽減等をシュミレーションし、現時点における最適配置や実現手段を検証する。

(3) モデル事業の提案

公共施設再編整備基本計画(仮)の策定に向けた検討資料の作成と並行し、短期的に実行性の高いプランとして、先導的に取り組むべきモデル事業となり得るアクションプランの提案を行う。

モデル事業の提案は、事業スキーム並びに概算事業費、事業推進上のメリット・デメリットを示すものとし、原則として、比較検討が行えるよう複数案を提示することとする。

(4) その他検討業務の支援

① 公共施設再編整備推進審議会の運営支援

上記審議会の運営等について、会議の進行に必要な資料作成などの支援を行う。（会議は、期間中4回程度の開催を見込む。）

② 市民への周知、啓発活動の支援

公共施設の再編は将来に向けたまちづくりの礎であるという認識を市民と共有すべく、シンポジウムやワークショップの企画等の提案を行うとともに、運営支援を行う。

シンポジウムについては、効果的な開催時期、プログラム等を提案するものとし、開催に係る経費は、委託料に含むものとする。経費の例としては、広報用チラシ等の作成経費、講演者・パネリスト等の人的支援を行う場合の謝礼（旅費、食費等を含む。）など。ワークショップについては、公共施設の再編整備のモデル地域において、市民30人程度の参加を想定し、効果的な運営のあり方について提案を行うとともに、資料作成等の運営支援を行うものとし、開催に係る経費は、委託料に含むものとする。経費の例としては、広報用チラシ等の作成経費、ファシリテーター等の人的支援を行う場合の謝礼（旅費、食費等を含む。）など。

上記の他、市民への周知、啓発活動に効果的な事業があれば積極的に提案すること。

5. 成果物

(1) 業務報告書 2部

(2) 業務報告書の収録内容、本市の要請に応じて作成したデータ等を収録した電子データ 1部

6. その他

- (1) 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、または本仕様書に定めのない場合は、必要に応じて本市と協議のうえ定めるものとする。
- (2) 受託者は、業務実施過程で疑義が生じた場合、速やかに本市に報告し、協議または指示を受けること。
- (3) 受託者は、本市と連絡調整を十分に行い、円滑に業務を実施すること。